

## SENBOKU スマートシティコンソーシアム規約

2022年6月27日総会承認

### (名称)

第1条 本コンソーシアムは、「SENBOKU スマートシティコンソーシアム」(以下「本会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 本会は、堺スマートシティ戦略の理念に基づき、公民連携でICTを活用しながら、分野横断的に地域課題の解決などに取組むことにより、住民の暮らしの質の向上(Live SMART)を図るとともに、住民それぞれが暮らしを愉しむ(Play SENBOKU)ことのできる新たな価値を創造し、泉北ニュータウン地域ならではの魅力を高め、持続的に発展すること、また、時代に応じた新たな技術や仕組みを導入しスマートシティ化を実現することを目的とする。

### (活動内容)

第3条 本会は、前条の目的達成に向け、次の各事業を推進する。

- (1) モビリティに関連する事業
- (2) エネルギーに関連する事業
- (3) ヘルスケアに関連する事業
- (4) スマートタウンづくりに関連する事業
- (5) データ連携に関連する事業

### (事業年度)

第4条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。但し、本会設立年度は、設立日から翌年3月31日までとする。

### (構成)

第5条 本会は、総会、運営委員会、事務局、第3条の事業を推進するワーキング、会員により構成する。

### (総会)

第6条 本会の総会は、パートナー会員をもって構成する。

- 2 総会は、原則として年1回、運営委員会が招集して開催する。
- 3 総会は、本会の運営に関する重要事項について審議する。

- 4 総会は、オンライン参加及び委任を含むパートナー会員の過半数参加をもって成立する。なお、同数参加の場合、運営委員会がこれを決する。
- 5 総会の議決は、オンライン参加及び委任を含むパートナー会員の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合、運営委員会がこれを決する。
- 6 総会の進行は、運営委員会により実施する。

#### (運営委員会)

第7条 第3条に定める事業を円滑に運営するため、総会の下に運営委員会を設け、総会に付すべき事項、その他必要な事項について審議する。

2 運営委員会は、原則として月1回程度開催することとし、以下の各号の役割を担う。

- (1) 本会における対外的な情報発信
- (2) 会員の入退会承認及び会員種別変更
- (3) 運営委員会に参画を希望する会員の参画審議
- (4) ワーキングを牽引するリーダー会員の任命
- (5) ワーキングの細分化が必要な場合のサブワーキング設置審議
- (6) サブワーキングの廃止審議
- (7) 事務局及びアドバイザー会員の任命
- (8) 総会同数参加の場合の成立審議
- (9) 運営委員会に属する会員の罷免及び退会審議

3 ワーキングを牽引するリーダー会員は、1者の任命とする。

但し、地元自治体である堺市は、別に任命できる。

4 運営委員会に属する会員の報酬は、無報酬とする。

5 運営委員会運営にかかる役務、経費は、運営委員会に属する会員により負担することとし、負担方法等については、別に定める。

6 運営委員会は、オンライン参加及び委任を含む運営委員会に属する会員の過半数参加をもって成立する。

7 運営委員会の議決は、オンライン参加及び委任を含む運営委員会に属する会員の3分の2をもって決する。

8 運営委員会は、運営委員会にかかる会計1名、監査1名を選任することとし、任期は2事業年度とする、なお、任期途中で辞任した場合、互選により選任することとし、任期は引き継ぐものとする。

#### (事務局)

第8条 事務局は、運営委員会及び総会の事務を行う。

- (1) 会員にかかる各種窓口

- (2) 本会における対外的な情報発信にかかる各種事務
- (3) 会議招集等、総会及び運営委員会運営にかかる各種事務

(ワーキング)

第9条 第3条に定める事業を具体的に推進するため、総会の下に第3条各号にかかるワーキングを設ける。

- 2 運営委員会から任命されたワーキングのリーダー会員は、ワーキング内の事業推進及びサブワーキング間の事業連携を行う。
- 3 ワーキングが推進する事業において、経費等が発生する場合、ワーキングに属する会員間で協議により負担する。

(会員)

第10条 会員は、企業、団体、地方公共団体等とする。

- 2 会員種別は、アドバイザー会員、パートナー会員及びサポート会員を設ける。

(アドバイザー会員)

第11条 アドバイザー会員は、運営委員会より任命され、各種専門的知見等から本会の求めに応じ運営にかかるアドバイスをを行う。

(パートナー会員)

第12条 パートナー会員として入会しようとするものは、第2条に賛同し、第3条に掲げる事業内容の提案及び役務提供を以て、別紙1にて申し出るものとする。

- 2 パートナー会員を退会する場合、別紙2にて申し出るものとする。
- 3 パートナー会員は、第9条のいずれかに例外なく属するものとする。
- 4 パートナー会員の会費は無償とする。但し、属するワーキングに要する経費及び役務提供等については、この限りでない。

(サポート会員)

第13条 サポート会員として入会しようとするものは、第2条に賛同し、第3条に掲げる事業内容の提案および役務提供以外で、本会の要請に応じて適宜支援を行うものとし、別紙1にて申し出るものとする。

- 2 サポート会員を退会する場合、別紙2にて申し出るものとする。
- 3 サポート会員は、第9条のいずれかに参画を希望する場合、第3条に掲げる事業内容の提案及び役務提供を以て、別紙1にて申し出るものとする。

4. サポート会員の会費は無償とする。

(反社会的勢力)

第14条 入会しようとする者(法人である場合には役職員、自己の代理人もしくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。)は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下、総称して「反社会的勢力」という。)でないことを確約する。なお、入会以降、反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号に該当する関係を有することが判明した場合、運営委員会から、何らの催告を要せず、運営委員会にて、退会させることができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を不適切に供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(秘密情報)

第15条 秘密情報とは、本会の活動を通じて入手した情報のうち、次の各号に掲げるものをいう。なお、退会以降も本条は有効とする。

- (1) 個人情報
  - (2) 会員の営業上又は技術上の情報で、開示時に秘密として指定したもの
  - (3) その他開示者が秘密情報として指定したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 予め相手方の開示の同意を得た個人情報
  - (2) 開示の時点ですでに公知の情報又は、その後自己の責によらず公知となった情報
  - (3) 自己が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
  - (4) 開示の時点で既に自己が保有している情報
  - (5) 秘密情報を用いることなく独自に開発した情報
- 3 秘密情報は、必要最小限の会員間でのみ共有するものとし、本会の事業目的以外に使用してはならない。

- 4 第1項及び第2項の規定に関わらず、行政当局又は裁判所等の命令により秘密情報の開示を求められたときは、必要最小限の範囲内で秘密情報を開示できる。この場合、当該開示を行う会員は、運営委員会に対して速やかにその旨を通知するものとする。
- 5 ワーキングにかかる秘密情報は、ワーキング毎に定める。

(知的財産権の帰属)

第16条 本会にて得られた知的財産権（以下「本知的財産権」という。）や、発明等（以下「本発明等」という。）は、「本知的財産権」及び「本発明等」の創出に携わった会員間で協議のうえ帰属を定めるものとする。なお、退会以降も本条は有効とする。

- 2 ワーキングにかかる知的財産権の帰属は、ワーキング毎に定める。

附則 この規約は2022年6月27日から施行する。

(別紙1-1)

年 月 日

SENBOKU スマートシティコンソーシアム  
事務局 御中

SENBOKU スマートシティコンソーシアム入会申込書

企業名  
代表者名

弊社は、SENBOKU スマートシティコンソーシアム規約に同意の上、以下の  
会員属性での入会を希望いたします。

パートナー会員

※別紙1-2ワーキング参画（事業提案）基準を参考に事業提案すること

パートナー会員の場合は、希望するWGを以下よりお選びください。

（複数希望可）

- モビリティWG  
 ヘルスケアWG  
 エネルギーWG  
 スマートタウンWG  
 データ連携WG

サポート会員

ご担当者連絡先

部署名	
役職	
お名前	
ご住所	
電話番号	
メールアドレス	

以上

(別紙1-2)

### ワーキング参画（事業提案）基準

パートナー会員としてワーキングに参画を希望する場合、以下の参画基準を参考に事業提案して下さい。

なお、本コンソーシアムの設立意義を踏まえ、可能な範囲で参画基準を満たすようにして下さい。

#### 参画基準

- ✓ 参画を希望するワーキングの役割、理念に合致すること
- ✓ 取組む地域課題が明確であること
- ✓ 解決策が具体的で遂行意思があること
- ✓ ワーキング内（サブワーキング含む）の連携体制、会員間の役割分担が明確であること
- ✓ 持続的な発展を志向していること
- ✓ スマートシティ化に貢献できること
- ✓ スマートシティ化に向け、ワーキング内及びワーキング間のデータ連携に協力意思があること
- ✓ 社会実装以降の効果が見込めること  
※費用対効果だけでなく、SDGs 目標達成等の社会的意義も含む

以上

(別紙2)

年 月 日

SENBOKU スマートシティコンソーシアム  
事務局 御中

SENBOKU スマートシティコンソーシアム退会申出書

企業名  
代表者名

弊社は、SENBOKU スマートシティコンソーシアムを退会いたします。

なお、退会に伴い、SENBOKU スマートシティコンソーシアムに関わる全ての権利を放棄いたします。

また、退会以降も退会日時点の SENBOKU スマートシティコンソーシアム規約に記載の事項を遵守することを誓約いたします。

以上